

13 消費者問題

消費者部会は、204回通常国会での「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案」(デジプラ法案)、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」(特商法・預託法改正案)など政府提出法案や、幅広い消費者問題について、消費者団体等の方々との議論を踏まえ、検討・提言を行った。

実効性のある消費者被害救済

特商法・預託法改正案が提出された背景には、約7000人もの被害者に、被害総額約2000億円もの消費者被害を生み出したジャパンライフ事案があった。しかし、法改正だけではジャパンライフによる被害者を直接救済することは不可能であり、立憲民主党は、審議に先立ち、立ち入り検査の徹底や被害救済の新たな仕組みの創設について、2021年1月、政府に要望を行った。

また政府案では、販売預託商法は原則禁止とされたが、契約書面等の電子化を可能としており被害を拡大しかねないことから、立憲民主党は、対案の議員立法「消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案」(消費者の権利実現法案)を提出し、真の救済を追求した。しかし、議員立法は審議未了で廃案となり、反対した政府案が成立した。(詳細p.42)

成年年齢引き下げに伴う新たな消費者被害防止

成年年齢引き下げにより未成年者取消権の喪失等による消費者被害の拡大リスクがあるため、被害を予防する施策の必要性がかねてより指摘さ



2021.3.30
消費者担当大臣に成年年齢引き下げに係る未成年者取消権の喪失への対応を要請

れており、実効性ある法整備が求められてきた。また、政府の世論調査では「成年年齢が18歳に引き下げられた後は、18歳・19歳も父母の同意なく契約できるが、未成年ではないため取り消せなくなることを理解している」との回答は37.8%で、契約についての認知度は低い。

立憲民主党は、18歳・19歳の若者が成年となった途端に悪質業者による消費者被害に遭うことがないように、つけ込み型勧誘の取消権の創設やクーリング・オフ期間の延長などの対策を早急に講じるべきとして、2021年4月に法務大臣及び消費者担当大臣に要請を行った。

悪質ひきこもり自立支援ビジネスからの救済

悪質なひきこもり自立支援業者によって、施設内での暴力、本人の意思に反する拘束、高額な料金徴収、契約の不履行等の問題が発生していることから、2021年6月に国家公安委員長、消費者担当大臣、厚生労働大臣に消費者被害の救済や再発防止等の措置を要請した。

ゲノム編集技術応用食品の表示へ提言

消費者目線の食の安心・安全ワーキングチームでは、ゲノム編集技術応用食品の表示等について、立憲民主党の考え方を2021年6月に中間報告として取りまとめた。主な内容は、消費者の選択の確保や規制の実効性を担保する観点から、表示の義務化、厚生労働大臣への届出の義務化、トレーサビリティ導入の検討、表示の国際動向等を踏まえた検討の4点である。